

配偶者控除の改正

識者 評論

2017年度税制改正において、18年1月から配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収を103万円以下から150万円以下に引き上げ、150万円を超えても9段階で控除額を縮小し、年収201万円未満は控除の一部を受けられるようにするが、世帯主の年収が1120万円を超えると控除額を段階的に減らし、1220万円で適用外とする所得制限を設ける。つまり、配偶者特別控除の見直しにより、その対象となる配偶者の給与所得金額を103万円超201万円以下（現行103万円超141万円未満）とし、その控除額を世帯主の給与所得金額と配偶者の給与所得金額に応じて決定する方針

神奈川大学法学部教授

葭田 英人



を盛り込んだ。
従来、政府税制調査会において、女性の社会進出や就労拡大を抑制していると指摘されている配偶者控除制度の見直しを検討されてきたが、配偶者控除は、専業主婦や一定収入のパート主婦の世帯を減税し、女性の働く意欲を低下させていると言われている。女性が就業調整をする

憲法25条は、所得のない者に給付を、所得のある者に最低生活費を控除することを規定している。そこで、世帯主の所得から所得のない配偶者の最低生活費を控除しなければ、所得のない配偶者は、最低生活費を保障する基礎控除を受けることができないことから、世帯主の配偶者控除が認められた。

在することから、税制と社会保障の見直しを整合しているとはいえない。さらに、フルタイムで働きたいという配偶者には依然として150万円の壁がある。したがって、女性の社会進出を阻害しているとする批判は解消されない。

0万円以下に引き上げ、パートがもう少し働けるといって改正にとどまった。アベノミクスの「働き方改革」の目標である「誰もが活躍できる社会」とは、女性が好きなだけ働ける社会であつたはずである。

アベノミクスの迷走

ことを意識せずに働くことができ、安心して結婚し子供を産み育てることができる税制が、配偶者控除の見直しの狙いである。

今回の税制改正において、世帯主の所得控除38万円を受けられる配偶者の年収が103万円から150万円に上がったことから、パート主婦は動きに出やすくなった。しかし、社会保障の130万円の壁が存在することから、就業調整は配偶者の年収が130万円まで行われるということになる。

配偶者控除制度の見直しであつたはずなのに、夫婦世帯や正社員である配偶者の働き方を考慮し、女性の就労促進につながる税制になっているのか、疑問が残る内容となった。

配偶者控除を廃止し、年収に左右されない夫婦控除の導入を検討されたが、世帯主の所得控除38万円を受けられる配偶者の年収を103万円以下から150万円以下に引き上げ、パート

よした・ひと 1952年石川県生まれ。筑波大学大学院修了。専門は会社法・税法・信託法。近著に「合同会社の法制度と税制（第2版）」「基本がわかる会社法」など。